

九州産業保安監督部

令和7年度 鉱山保安に係る当部の取り組み

I 基本的な考え方

令和7年度は、第14次鉱業労働災害防止計画（計画期間：令和5年度から9年度までの5年間）の3年目である。当部は本計画の主旨を踏まえ、次の基本的な考え方のもと取り組むこととする。

1. 効果的・効率的な立入検査の実施による鉱山保安法令の遵守徹底
2. 鉱山保安マネジメントシステムの活動の支援による保安レベルの向上
3. 災害等保安情報の提供及び九州地方鉱山保安表彰等を通じた保安意識の高揚
4. 鉱業関係団体との連携による中小零細鉱山における保安レベルの底上げ

II 災害撲滅のための目標

鉱山災害の撲滅を最終目標とするが、令和7年（暦年）の当部の災害目標は次のとおりとする。

1. 死亡者0名
2. 罹災者数（災害全体）1名以下
3. 罹災者数（重傷災害）1名以下

III 立入検査

立入検査においては次の検査を行うこととする。

また、災害等が発生した場合は特別検査等を行い、再発防止を図る。

1. 保安検査

稼行鉱山を対象に、自主保安体制や保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準遵守状況を確認する検査を計画的に実施し、鉱山保安法令の遵守徹底を図る。

なお、実施にあたっては、次の事項を検査重点項目として実施する。

（1）運搬装置による災害防止（火災防止含む）

- a 車両系鉱山機械又は自動車
- b ベルトコンベア

2. 鉱害等検査、その他検査

対象鉱山に対し、坑廃水の採水・分析、騒音・振動の測定、作業環境の粉じん濃度測定等を実施し、各基準の遵守状況を確認する。

なお、必要に応じて、その他検査を実施し、施設の保守管理状況等を確認する。

IV 鉱山保安マネジメントシステムの活動への支援

鉱山保安マネジメントシステムの活動について、次のとおり助言、支援を行う。

1. リスクアセスメント（現況調査）の充実のための支援

鉱山保安マネジメントシステムの根幹であるリスクアセスメントの充実のため、保安検査等において、施業案変更時等における現況調査の実施状況について確認するとともに、特に中小零細鉱山の理解度向上を目指し、鉱山の状況に応じたきめ細かい助言を行う。

2. マネジメントシステム活動のための支援

継続的な保安水準の向上を図り、地区保安対策協議会やメールマガジン、保安検査等を通じて、鉱山保安マネジメントシステムの自己評価結果を踏まえ、特に中小零細鉱山の理解度向上を目指し、鉱山の実態に合った助言等を行い、鉱山保安マネジメントシステム活動を支援する。

3. 見直し内容の周知

判定チェック項目、手引書及びガイドブックの見直しが行われたことを踏まえて、見直し内容について鉱山への周知を行う。

V その他

1. 広報

令和7年度の当部の取り組みの概要、保安統括者会議（ハイブリット形式）、鉱山保安表彰、全国鉱山保安週間及び地方鉱山保安協議会等について、ホームページ、メールマガジン、SNS、プレス発表により広報を行う。

災害月報の電子申請のほか、保安ネットの活用推進についても引き続き情報提供を行う。また、災害等情報の水平展開を実施するとともに、鉱山への調査、アンケート等を行い必要に応じて情報提供を行う。

2. 関係団体と連絡を密にし、次の取り組みを行う。

（1）九州地方鉱山保安表彰

（2）全国鉱山保安週間（7月1日～7日）における保安ポスターの鉱山、関係団体への配布、保安標語表彰及び保安講話

（3）関係団体及び地区保安対策協議会に対する保安に関する情報の提供及び地域単位での情報交換の促進による中小零細規模鉱山の保安レベルの向上